

(7) 理事会規則250401の修正(案)

現行

(7) 理事会規則250401 の1ページ

(事業計画および収支予算、その他の議決)

第 4 条 事業計画および収支予算について、理事会において決議し、総会に承認を得ることにより、成立する。

2 その他定款 35 条に定める決定等を行うことができる。

3 執行部提案議題の採決権は支部理事のみが有する。

修正(案)

(事業計画および収支予算、その他の議決)

第 4 条 事業計画、事業報告および予算、決算について、理事会において決議し、総会に承認を得ることにより、成立する。なお、決算には~~貸借~~対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)を用いる。貸借

2 その他定款 35 条に定める決定等を行うことができる。

3 執行部提案議題の採決権は支部理事のみが有する。